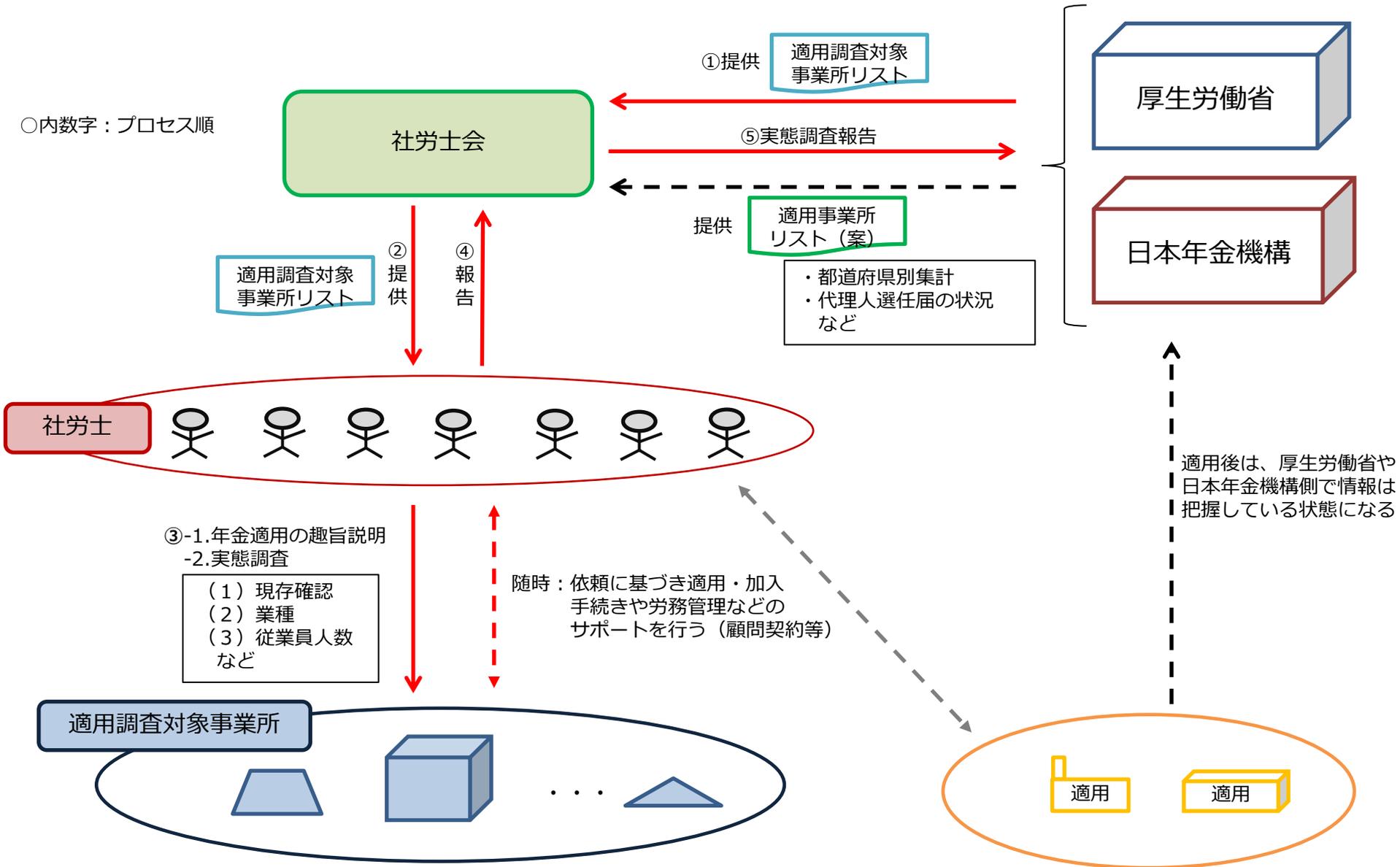


# 把握した適用調査対象事業所に対する 適用促進策（案）

# 適用調査対象事業所の選定完了※後のスキーム ～勸奨から実際の適用・加入につなげる～

○内数字：プロセス順



※・・・第2回本委員会  
資料3-2 44ページ参照

## <● 1. 前提条件>

- (1) 実態調査は、厚生労働省、日本年金機構への協力という形で実施する（委託事業としない）。調査以降は、事業所からの依頼に基づき契約を行い、社労士が業務として適用・加入手続きなどを行う。
- (2) 「適用調査対象事業所リスト」を社労士会に無償で提供していただく。
- (3) 「適用調査対象事業所リスト」に関して、情報の更新頻度と内容の精度は高い状態にしていただく。（廃止事業所、適用済事業所へのアプローチなどを防止するための一つの方策。）
- (4) 当該スキームで、継続してP D C Aを回す。

## <● 2. 厚生労働省、日本年金機構>

- (1) 厚生労働省、日本年金機構保有情報、雇用保険適用情報、法人登記との突き合わせ、適用促進対象事業所の選定※までの予算化で良い。（別途、勧奨や調査の費用を支出する委託事業とする必要はない。）
- (2) 人的資源などを有効的に活用できる。

## <● 3. 社労士>

- ・年金のことだけでなく、就業規則の未作成対応、時間外や休日労働を行うための36協定の締結といった雇用・労働環境に関する手続きから労務管理など幅広い相談などに対応可能。

## <● 4. その他>

- ・詳細については、社労士会等を通じて検討していただく必要がある。